

Title	法的パターンリズムと選好 : パターナリスティックな法介入の効率性
Author(s)	瀬戸山, 晃一
Citation	阪大法学. 2004, 54(4), p. 45-73
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/54868
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

法的パターンナリズムと選好

——パターンナリスティックな法介入の効率性——

瀬戸山晃一

はじめに

- 一 「法と経済学」理論における目的としての効率性とパターンナリズム
- 二 パターンナリズムと選好・効率性——ポール・ビュローズの議論
 - (1) 「法と経済学」における選好概念の特質
 - (2) 効率性概念の前提にある命題とその検証モデルの提示
 - (3) 「法と経済学」の選好概念とパターンナリズム論の特質
- 三 効率性とパターンナリズムの両立可能性——ヤール・ザミールの議論
 - (1) 経済学理論における効率性概念
 - (2) パターンナリズムの効率性——パターンナリスティックな法規制と効率性の両立可能性
 - (A) 現実的選好概念
 - (B) 一次的選好と二次的選好・現在の選好と事後的選好
- 四 選好ギャップとパターンナリズムの経済的効率性——パターンナリズム論の再定位
おわりに

現代の日本の法をめぐる状況において、法的パターンリズム⁽¹⁾、すなわち自己決定や選好充足が、その本人（行為者）自身の客観的利益や福利を減少させたり自己危害を惹起する場合に、これらの帰結を回避し、あるいは当該行為者の利益を増進させることを法的規制や介入の根拠とする立法や法解釈・法運用は多くみうけられ、その是非が問われてきている。日本法との対比で個人主義的法文化と捉えられ、パターンリズム嫌悪とかつて描かれたアメリカ合衆国における現在の法状況をみてもパターンリズム的目的や動機に基づく法規制や運用は、一般に考えられているより多くみうけられるようになってきていると思われる。しかし、法学方法論として確立し、法政策のあり方に対し膨大な文献を生産し規範的な提言を行うことよって、アメリカの法学教育や裁判実務で強い影響力を持ち続けている「法と経済学」あるいは「法の経済分析」において、法的パターンリズムは不思議なことにはほとんど論じられてきていない。筆者は、かつて拙稿「法的パターンリズムと人間の合理性——行動心理学的「法と経済学」の反—反パターンリズム論——（二）（二・完）⁽³⁾」において、その一つの主たる原因が伝統的「法と経済学」の理論的前提として仮定している人間行動の強い「合理性」の想定にあることを指摘した。そして、近年米国で盛んに研究が進展してきている行動心理学的「法と経済学」(Behavioral Law and Economics)と「アプローチの議論や主張内容を検討することによって、人間の認知・判断・選択・行動の合理性からのシステムティックな乖離という行動心理学の知見に基づいた人間モデルを採用するならば、法の経済分析的アプローチであっても、パターンリストイックな法的配慮の是非を真剣に検討しなければならぬ場面が、従来の「法と経済学」の想定に反し一般的に多く存在し得ることを論じた。行動心理学的「法と経済学」の論客たちは、合理性仮説に由来する反パターン

リズム (antipaternalism) という伝統的「法と経済学」の規範的態度を批判している。そして、その中心的論客であるサンステイン (Cass Sunstein)、『シヨルス (Christine Jolls)』、サーラー (Richard Thaler) は、「反・反パターンリズム (anti-antipaternalism)」が行動心理学的「法と経済学」の規範的な含意として導き出されると主張している。⁽⁴⁾ しかしながら、個別の事例における法的パターンリズムの正当化は経験上評価されるべき問題とされ、現在までのところその考察は必ずしも積極的に展開されているとはいえない。またパターンリズムと効率性の関係についての詳細な検討が行われているわけでもない。そこで本稿では、伝統的な「法の経済分析」理論が想定しているパターンリスティックな干渉・介入・制約の非効率性という一般的認識・想定に対して批判的主張を展開しているヤール・ザミール (Eyal Zamir) とポール・ジュローズ (Paul Burrows) の所論を考察することにした。⁽⁵⁾ もしパターンリズムが効率的であるとするならば、「法と経済学」理論はパターンリスティックな法的規制に反対する根拠はなくなり、その効率性の追求という理論目的に忠実に従うならば、法が追求すべき目的としてむしろパターンリズムを積極的に肯定することになるはずではなからうか。その意味でパターンリスティックな法規制や介入が効率的であるかどうかは、「法と経済学」理論における法分析・法政策の帰結を大きく左右し、さらにはしばしば指摘されるそのリバタリアンの性質を大きく変える可能性を有しているため、極めて重要な検討事項といえる。

本稿の目的をより具体的に示しておくならば、(一) 伝統的な「法と経済学」理論における効率性の概念の規定の仕方の特徴を選好充足の観点から明らかにし、(二) 行動心理学的「法と経済学」の洞察を真剣に受け止めるならば、その様な伝統的な「法と経済学」理論における効率性の捉え方は合理的ではなく再考の余地が十分あること、そして(三) パターンリズムを経済的効率性に反するとする従来の「法と経済学」の認識は改められるべき十分な理論的実証的根拠があることを示すことにある。そして、これらの考察を通し(四) 法の経済分析というアプローチ

チの意義と限界を問い直し、その方法論を洗練化させる理論枠組みを提供するとともに、(五)「法的パターンリズムの経済的効率性」という枠を超えてパターンリズムの特質と是非(正当化範囲)について「選好」の観点から検証する理論枠組を提示することによって、パターンリズムを論じる意義を法理論的に問い直すことが本稿の最終目標である。

第一節 「法と経済学」理論における目的としての効率性とパターンリズム

これまで膨大な法律文献を生産してきた伝統的な「法と経済学」において、法的パターンリズム自体を考察している文献は、存在しないといっても過言ではない。⁽⁶⁾「法と経済学」が生まれたアメリカにおいて、法的パターンリズムは法全般に浸透しているのに、これまで「法と経済学」がパターンリズムを論じてこなかったのは、伝統的「法と経済学」の「反パターンリズム」という知的態度や評価的位置づけに由来し、それはその方法論の前提にある人間行動モデルとしての「合理人仮説」にあることを上述の拙稿「法的パターンリズムと人間の合理性(一)(二・完)」において明らかにした。しかし、標準的「法の経済分析」におけるパターンリズムと人間の合理性への嫌悪という知的態度のもう一つの主たる要因は、そのアプローチにおける富の最大化、すなわち法の効率性追求という「法と経済学」の目的としての効率性とその概念の規定の仕方に起因していると考えられる。その効率性の規定の仕方を批判し、パターンリズムと効率性の関係を捉えなおす次節以下の議論の前提作業として、本節では標準的な「法と経済学」理論における効率性概念と、そのパターンリズムとの関係をまずみておきたい。

周知のように標準的な「法と経済学」における法(規制)の目的は、「富の最大化」⇨「効率性の追求」である。リチャード・ポズナーは、法の経済分析における効率性の概念を次のように捉えている。「法と経済学」における議

論の出発点は、人間の要求に比して資源は有限であるという事実認識にあり、効率性の概念は、その希少な資源をいかに効率よく配分するかということと評価される。その効率性評価の指標としては、カルドア・ヒックス (Kaldor-Hicks) 基準＝潜在的パレート基準 (potential Pareto superiority) を採用している。これは、社会状態が変化するることによって利益が増大する人々の富・価値の総和が、その変化によって利益を失う人々の損失の総和より大きい場合に、その様な社会状態の変更を生む資源の配分を効率的とみなすというものである。^①

この様な効率性を法の目的とする価値前提にあつては、法の目的である富の最大化が重要な価値として重要視される一方、個人の自己決定自体の価値が法の正統性を考察する際の法の経済分析のコスト・ベネフィットの計算で十分にウエイトが乗せられていない傾向があるといえる。このことは、カルドア・ヒックス基準が、社会状態の変更により、利益を受ける者達の利益増進の総計が、変更により不利益を受ける者達の損失額の総計を上回る場合には、例え利益享受者から利益損失者への補償が現実には為されなくとも、その様な変更は効率的であると見なし、個人の効用と社会全体の効用のトレード・オフを認めていることに現れていよう。しかし、パターンリズムの議論において通常問題となるのは、まさにパターンリスティックな介入による個人の自己危害防止や利益増進と、個人の自己決定の価値との緊張関係であり、ここでは個人に焦点が当てられている。「法と経済学」の富の最大化⇨効率性追求という法の目的からすると、これらの問題意識が希薄であると考えられよう。すなわち、この様な効率性を法の目的として捉えるならば、「法と経済学」においては、パターンリズムは理論上その介入が個人の効用⇨富を増大し、介入コストが個人の効用の増大に比して少ない場合には正当化されるということになろう。公正や平等、自己決定や自律といった道徳的価値をその便益費用計算で慎重に考慮する必要はなく、したがって、個別の事例において法的パターンリズムの是非は、効率性と規制コストの観点から容易に判断でき、さほど重要な検討事項とし

て浮上することがなかったということが考えられる。このように、「法と経済学」にあつては、諸個人一人ひとりよりも市場の効率性、社会全体の効用・富の増大ということに法的議論の照準が傾けられているということが、パターンリズムがこれまで論じられてこなかった要因の一つとして考えられるのではなからうか。

また、その他の理由として、従来の「法と経済学」の主要な論客達は、往々にしてリベタリアンが多く、小さい政府を信奉し、市場に対する政府の法的規制や介入に批判的であることに起因しているのではないかということが考えられる。つまり、福祉国家などの大きな政府に多く見られる法的パターンリズムは非効率的な規制や介入として批判の対象にはなつても、それ自体が検討対象としてはみなされにくかつたのではなからうか。

しかし、「法と経済学」の理論から反パターンリズムが必然的に帰結すると考えるのはおかしい。なぜなら、もしパターンリスティックな介入が、効率的で「法と経済学」が法の第一目的とする富の最大化につながるのであれば、それを「法と経済学」は否定するのではなく、積極的に法の追求すべき目的として推奨することに理論上はなるであろうからである。しかし、標準的な「法と経済学」では、法的パターンリズムは非効率であると一般的にみなされてきた。それはパターンリスティックな介入にはコストがかかり、一部の合理的人間の想定から外れる者のために法的介入・規制を行うのは非効率であると考えられているためなのであるか。本稿では、パターンリズムの非効率性という認識は、実は伝統的「法と経済学」における効率性概念とそれを規定する嗜好概念の特殊性によるものであることを以下明らかにしていきたい。

第二節 パターンリズムと嗜好・効率性——ポール・ビュローズの議論

伝統的な「法の経済分析」の効率性概念の諸前提・想定を嗜好充足の観点から検証し、その非現実性を指摘する

とともに、実質的合理性概念を採用するなどして選好概念を再構成することによって、パターンリズムを効率性の観点から考察可能なものにしようと企てるビュローズの「法的パターンリズムの分析（一九九五年）」における議論をまずみてみることにしたい。

ビュローズも、米国においてパターンリズムが法のいたるところに浸透・充満しているにもかかわらず、莫大な量に及ぶ「法と経済学」の文献が法的パターンリズムの分析をほとんど行っていないのは奇妙な現象であると述べ、これは一つには主流派「法と経済学」者達のリバタリアンの態度によるものと、二つには法の経済分析がパターンリズムに干渉の正当化根拠を提供する可能性に対する経済学者の伝統的な躊躇に起因していると考えられるとしている。⁽⁸⁾そして、多くの規範的な「法と経済学」の文献にみられる人間の合理性に関する一連の想定によって特徴づけられる効率性の理論は、効率性の理由から法的パターンリズムをはじめから除外している点を指摘している。⁽⁹⁾ではなぜパターンリズムが効率性の観点から考察の射程外に置かれてきたのか？ ビュローズによれば、従来の「法と経済学」の議論ではパターンリズムな目的（動機）と効率性は相容れないものと考えられており、それは「法の経済分析」における選好と選択行動の概念が狭すぎたためであると分析している。ビュローズの論考は、選好概念を捉え直すことによって効率性の観点からパターンリズムを考察する土俵を構築しようと試みている。

（１）「法と経済学」における選好概念の特質

ビュローズによれば、主流派「法と経済学」は、固定化された選好（fixed preference）の想定の上に成り立っているため、パターンリズムな干渉の評価に馴染まなかったという。つまり、標準的「法と経済学」は、経済学理論において伝統的に採用された、狭い合理性概念を採用したため、パターンリズムをその考察の射程内に収め

ることができなかつたと分析しているのである。その合理性概念とは、人々の選好は内的一貫性の要求を満たすものであるとする**合理性に関する論理的概念 (logical conception of rationality)**である。この概念のもとでは、人々は自らの選好が何であるのかを知っていて、その選好は安定したものであるという暗黙の想定の上に立っており、また選好の内容自体は、論理的合理性のテストとは関係ないものとされる。つまり、他人からみて非合理的な選好を有していても、その選好を満たすために本人が行動していれば、合理的とみなされるのである。ビュローズは、この論理的合理性概念の特質は人々の選好充足にのみ関心を払い、その合理的な行動の帰結は合理性判断の根拠とはされないという点であると分析している⁽¹⁰⁾。したがって、人々の行動や選択が本人自身の利益に与える影響(帰結)を問題にするパターンリズムの議論と馴染まないものとされたのである。

これに対し「**実質的合理性概念**」は、人々の行動が各々の利益の追求という点で成功しているかどうかという点に焦点を当てたものである。したがって、ここにおける行動の合理性は、例えばその行動、すなわち選好充足が実際に快樂的効用を生み出すかといった、行動の帰結によって評価される。ビュローズは、この実質的合理性概念こそが、法的パターンリズムの考察枠組みの構築を可能ならしめるものであるとする⁽¹¹⁾。

(2) 効率性概念の前提にある命題とその検証モデルの提示

ビュローズは、自由な選択に対する道具(手段)主義的な見解からパターンリズムの分析の考察をはじめ。この議論は、次の(a)と(b)の二つの前提のもとでは、(c)の結論が導かれるという命題によって成り立っている。

(a) 私的な選択の結果は、その選択が為される前の**明示選好 (manifest preferences)**⁽¹²⁾の充足の観点から評価され

るべき。

(b) 各々はそれぞれ事前の明示選好を他の代替的決定よりもより良く充足する結果を生む私的な決定を為すことができる。

(c) 私的な選択の自由は、必然的に個人の最善の利益になる。⁽¹³⁾

ビュローズは、これらの想定を「**選好・選択・価値 (preference-choice-value, PCV) 命題**」と呼び、各自に決定を任せるという自由主義の根拠となっているものであるとする。しかし、彼は、これらの命題は自明のものではなく、次の三つの要件が充たされるときのみ妥当するものであるとしている。すなわち、

(A) 人々の選択前の選好は熟慮されたものであり、衝動的なものではなく、また一貫したもので可能な代替的選択肢を全て考慮しているという意味で完全なものである場合。

(B) 選択を決定する選好は、本人の利益に最も忠実な選好と結びついた経験からのフィードバックを十分に反映したものである場合。

(C) 実際に為された選択の結果は、最善のものとなる場合。この要件は、人々は自らの選好の充足を可能な限り達成することができることを要求している。⁽¹⁴⁾

しかし、ビュローズによれば、この三つの要件は現実には様々な要因によって充たされない場合が生じるとしている。

(A)・(B) の要件は、選択に影響を及ぼす結果に対する人々の選好の性質に関するものであり、(C) は、明示選好を最も良く充足する選択をする人々の能力に関するものであるが、それぞれのシナリオは実際には次のように維持できない場合が少なからずあるとしている。

(A) の要件に関し、人々は実際には一連の一貫した選好を有しておらず、各々の選好は様々な非一貫性を示すということとは、選好のフレイミング効果など、多くの実証研究によって裏付けられている。また、人々はしばしば熟慮されていない選好による衝動的な選択をしてしまいがちである。

(B) の要件は、ピュローズによれば人々の選好の内因的な性質に由来するものであるが、人間の選好が時間とともに変わりうるもので、また経験や宣伝などによって影響を受けるものであるとするならば、(X) どの時点での選好が選択の価値を評価する根拠を提供するものであるのか、(Y) あるいは果たして自らの利益に最も適った選好を人々は形成するのかという疑問が生じるとしている。

(X) に対しては、経験が人々の選好を変更するものであるならば、代替的選択肢がいかに選択者の選好をより良く充足するものであるのかという観点から代替的選択肢の利点を評価しようとする伝統的な規範的経済学者の主張は維持し難いとして⁽¹⁵⁾いる。

(Y) の疑問に関しては、人々は決定の時点では利益の追求が要求しているものが何であるのかということを正確に認知しえない場合があるので、自らの利益に一致しない選択をしてしまうことは多くみうけられる点を指摘している。ピュローズによれば、理想化された合理的個人は、選択をする時点で、各々の利用可能な選択肢を選択することによって生じる自らの選好の変化を考慮に入れることができるものと想定されているが、これは経験から自らの選好がどう変化するかを予測できることを要求するとともに、選択以前の選好と選択後の選好が自らの利益に適ったものであるのかということが想像できることが前提となっている。しかし、多くの実証研究は、人々は自らの選好の変化を予測する能力をそんなには有しておらず、正確な予測が可能である時でさえしばしば変化を無視することを示している⁽¹⁶⁾。したがって、人々は自らの利益に最も適った選好を形成できない場合が少なからずあると主

張している⁽¹⁷⁾。

(C) は、明示選好を最も良く充足する選択をする人々の能力に関するものである。(C) の要件は、真剣な評価に値する選択肢を同定する想像力と充足しようとする選好の選択肢の性質を分析する能力が必要で、そのためには情報を収集し処理する能力と選択が生む問題に進んで直面することが要求される。しかし、心理学者が示しているように、人々の情報の獲得と処理を阻害する様々なバイアスが存在することが証明されている⁽¹⁸⁾。例えば、人々は、選択肢の性質に関するの各々の先入観に基づいて選択的に情報を求め、相反する事実を捨象したり、再考の必要性を示す新しい情報があるにもかかわらず、自らの見解を保守しようとしたりする⁽¹⁹⁾。

このようにビュローズは、伝統的な規範的経済学とそれを応用した「法と経済学」が採用する人間の選択行動の狭い固定化した選好概念の前提にある、選択能力やプロセスのモデルにおける多くの想定・仮定を鋭く同定した上で、心理学の知見に依拠することによって、それらのシナリオ（諸想定）が現実には疑わしいものであることを指摘している。そしてビュローズは、パターンリズムの効率性を評価する理論枠組みを実質的合理性概念という広い選好概念を適用することによって構築しているのであるが、理論的に全てのパターンリズムが効率的であると主張しているのではなく、効率的かどうかは経験的証拠に基づいて利益考量され、つまり彼が定式化した上述の要件に照らして検討してはじめて判断されるべきものであるとして⁽²⁰⁾いる。

彼の批判の照準は、主流派「法と経済学」が法的パターンリズムを非効率的として一律に否定している点にあり、パターンリズム一般が効率的であると主張しているわけではない。また付言するならば、ビュローズは、効率性の観点からのみパターンリズムの正当化の是非を考えているわけでもない。パターンリスティックな法介入や司法上の判断におけるパターンリズムの正当性は、それがもたらす広い意味での効率性や被介入者の利益の増大と、パタ

ーナリズムによって奪われる選択の自由の価値を利益考量して評価されるべきであるとしている。つまり、パターンリズムによって大きな効率性の増大が達成され、消極的自由が少し侵害される場合には、パターンリズムは正当化されるとしている。その際、選択の自由＝自己決定自体に一定の本質的価値があることは認めつつも、その自己決定を基本的権利として絶対視する生粋(pure)のリベリズムの立場は、消極的自由のみを強調し、アクセス可能な選択肢自体の質や発展する機会に関わる積極的自由を考慮しておらず支持しがたいとしている。²¹⁾

(3) 「法と経済学」の選好概念とパターンリズム論の特質

ビュローズは、以上のようにパターンリズムを効率性の観点から分析する理論枠組みを提示した上で、具体的な法的パターンリズムの事例としては、子供の売買、商売としての代理母や身体の部位の売買などの不可譲の権利、²²⁾シートベルトの着用などの安全性の法的義務付け、²³⁾契約における非良心性の問題などを考察している。ここではこれらの議論には立ち入らないが、次の点だけ指摘しておきたい。ビュローズの具体的な法的パターンリズムの事例分析は、前述の彼が提示している分析枠組み＝命題の諸想定を崩すいかなる要因があるのかということを検討していくという手法をとっている。その際の諸要因は、行動心理学的「法と経済学」理論が指摘している諸バイアスなどの合理性阻害要因とほぼ一致している。その意味では行動心理学的「法と経済学」に付け加える新たな洞察があるわけではない。

ビュローズの議論で注目しているのは、伝統的な主流派「法と経済学」が、なぜパターンリズムを効率性の評価から議論の射程外としているのかということ、その選好・効率性概念を丹念に分析することによって浮き彫りにすると同時に、選好と効率性に関する諸想定・仮定を同定することによって法的パターンリズムの効率性を評価す

る分析枠組みを提示しているところにあるといえよう。そして、ビュローズの議論でパターンリズムとの関連で最も注目し値すると思われることは、標準的な「法と経済学」が効率性の概念として実質的合理性をとっていないと言ふ点を指摘していることである。すなわち、「法と経済学」における効率性概念は、固定した選好を人間は一貫して有しており、その選好が実際に本人の客観的利益に合致しているかどうかは問題にせず、またその選好に基づく選好・決定が、本人の客観的利益の増大を導くものであるかどうかということ問わないという「論理的合理性」論に立脚しているという点である。つまり、人々が現に有する選好が情報の欠如その他の理由で本人の利益を適切に反映していないものであっても、その現有する選好を充足させる決定を為すことは効率的で、したがって富の最大化とみなすというものである。この効率性観のもとでは、各人が選好・決定の時点で有する選好 \parallel 欲求の充足こそが本人の富の増大とみなされ、実際にその決定が本人の客観的利益を増大するものであるのかという点は効率性の評価基準の枠外に追いやられることになる。このように効率性概念を捉えるならば、本人自身の利益をその法的介入の動機・目的とするパターンリズムは、論理必然的にはじめから効率性評価の議論より除外されることになる。

この点は、同時にパターンリズム論の特質をも鮮明化させてくれる。すなわち、パターンリズムの議論は、本人の選好充足としての個人の現実の自己決定・選好・決断が、本人の客観的利益に反する場合があるという経験上の想定だけではなく、その客観的利益の概念が、本人が実際に有する選好と独立に外部者の側から同定し得るものであることが前提とされている。このパターンリズムの特質は、従来からもしばしば指摘されてきたことではあるが、その語源が示しているように、人生経験豊かな *Father* (父親)の方が、子どもよりもより良き利益に適った判断ができ、本人(子ども)が自らの最善の判断者とは言えない場合があるという想定である。法的パターンリズムの場

合、その父の役割を果すものが国家・政府・立法（多数者）ということになる。そして、その本人の抱く現実の主観的利益と区別される意味での客観的利益は、一般的合理人の想定から導き出されるものや、本人自身の価値観に基づく長期的な人生目的、個人の人格の統合性（personal integrity）⁽²⁵⁾との適合性の観点から捉えられるものなど様々なバージョンがあり、その捉え方の相違がパターンナリズムの正当化範囲の評価を左右するものとなっている。いずれにしてもパターンナリズムの議論は、本人が決定の時点で有する選好が、仮想上の理想的な選好や、あるいは現在有している選好以外の本人の選好や客観的利益と食い違うという認識のもとに成り立っている議論である。したがって、パターンナリズムの議論は、「法と経済学」の効率性概念が想定しているように、選好に関し論理的合理性概念を採用し、現実には有する選好の充足が効率的で本人の利益の増大になるとみなすという選好理論に立脚するならば、議論の成立の余地がそもそもなくなるのである。伝統的「法と経済学」の効率性概念には、本人が実際に選好・決定の時点で有する選好がいかなる外的影響を受け、歪曲されたものの結果であつても問題にせず、またそれが本人の客観的利益に反する帰結が実際に生じようとも問題にしないという価値判断があるように思われる。しかし、行動心理学的「法と経済学」の限定合理性などの経験的洞察を真剣に受け止めるならば、この価値判断の正当性自体の再考が求められているといえるのではなからうか。

第三節 効率性とパターンナリズムの両立可能性——ヤール・ザミールの議論

本節では、パターンナリズムと効率性の問題をより包括的に論じ、パターンナリズムの効率性を積極的に主張しているヤール・ザミールの「パターンナリズムの効率性（一九九八年）」における議論をみてみることにする。結論から言えば、ザミールは、パターンナリズムの効率性を経済学モデルによって分析することにより、パターンナリズムは経

経済学の理論的基盤と合致するのみならず、その効率性分析はむしろパターンリズムに正統性を与えるものであるという主張を展開している。⁽²⁶⁾ ザミールは、標準的「法と経済学」理論がパターンリズムと効率性は原理上相矛盾するものであると暗黙のうちに捉え、したがってパターンリズムの拒絶を一般的に共有していることを指摘する。彼はこの「法と経済学」に広がっている知的態度を「原理的反パターンリズム」(principled antipaternalism)と呼んでいる。⁽²⁷⁾

(1) 経済学理論における効率性概念

ザミールは、パターンリズムと効率性の関係の考察をはじめると、経済的効率性の意味を明らかにすることから分析をはじめ。以下ザミールの論考に添って効率性概念をみてみたい。⁽²⁸⁾

ザミールによれば、規範的経済学は、帰結主義道徳理論であって、すなわち義務論とは異なり、行為やルールの道徳性評価にあたって、行為やルールが人々の福祉 (well-being) の総和あるいは平均に与える結果のみを考慮にされるものである。それはまた、功利主義における倫理的エゴイズムとも異なり、効率性は各々の福祉へ等しいウェイトで帰属するものとされる。したがって、行為やルールが生み出す福祉 (効用) の総計が、そのコストの総計を上回る場合に効率的とみなされる。そして、その福祉の中身をどのように捉えるかに関しては、(A) 主観的な幸福と快樂 (倫理的快樂主義)、(B) 選好の充足 (選好理論)、(C) 客観的利益 (good) 理論の三つの異なった立場があるとしている。⁽²⁹⁾

「倫理 (心理) 的快樂主義」は、人々の幸福の促進と苦痛の最小化という基準で福祉の内容を捉える。それに対し「選好理論」にあつては、人々の選好や欲求が充足される限りにおいてその人々の福祉が向上したと見なされる。

その選好の内容が単なる快樂以外のものでもありうる点が倫理的快樂主義と異なる。この選好理論は、さらに
 (a) 現実的選好理論と、(b) 理想的選好理論に分けられる。前者は、人々が現に有している選好を「選好」と
 みなすというものであるが、後者は、人々が外的な圧力や偏見なしに全ての関連する情報を考慮したうえで、冷静
 に合理的に問題を分析した場合に有するであろう選好である。一方、「客観的利益理論」は、人々の選好の内容自
 体とは無関係に、また選好の人々の幸福に対する寄与とも関係なく、客観的に本質的利益を有しているかどうかと
 いう基準によって福祉を捉えるものである。その客観的利益の内容としては、健康・自由・知識・潜在的な能力の実
 現なども含み得る。これらの中で、標準的な経済学理論が採用しているのは、現実的選好理論であるとザミールは
 分析する。また規範的経済学理論は、富の最大化によって効率性を捉える点に特徴があり、貨幣評価が可能な選好、
 つまり人々が支払っても良いとする額を指標とする傾向がある点も指摘している。そして、ザミールは、まさにこ
 の標準的「法と経済学」における現実的選好理論の想定が、パターンナリズムと効率性を相容れないものとする支配
 的な認識を生んでいるとみているのである。

(2) パターナリズムの効率性——パターンナリスティックな法規制と効率性の両立可能性

(A) 現実的選好概念

ザミールは、「法と経済学」アプローチに一般化している反パターンナリズムという知的態度の根底にあるパター
 ナリズムと効率性の原理的相反性という認識を批判するとともに、パターンナリズムが経済理論上効率性でありうる
 ということを描き出すことによって、パターンナリズムと効率性の両立可能性を主張している。その議論をザミール
 は上述した福祉に対する見解のバリエーションに則して展開する。⁽³⁰⁾ すなわち、福祉観における「快樂主義」に立脚

するならば、現実の選好への制限が総体的幸福の増大を阻害することになるという論拠を支持する理由はない。なぜなら、ある行為が自己の最大の幸福を生むとする信念は、誤認による場合があり、その際にはそういう誤認に基づく選好の充足を阻止することが本人の幸福を増大することになるからである。

福祉観における「客観的利益理論」に立脚しても、原理的反パターンリズムは導かれないとザミールは言う。なぜなら客観的利益理論にあつては、ある行為（選好充足）が行為者の客観的利益を阻害する場合には、その行為へのパターンリスティックな制約は、客観的利益を増進するとみなされるから、反パターンリズムを理論上支持する根拠はないからである。

では選好理論はどうか。「理想的選好理論」に立脚するならば、現実の選好が様々な内的外的要因によって理想的選好から乖離している場合には、パターンリスティックな介入（現実の選好充足の阻止）が本人の福祉増進において効率的とみなされることになるので、原理的反パターンリズムを支持する理由はない。これに対し、「現実的選好理論」を採用するならば、パターンリズムを正当化することは困難をきたすことになる。なぜならば、現実的選好理論にあつては、実際に有する選好を充足することが、本人の福祉増進に効率的とみなされ、客観的利益の増進のために為される、現実の選好の充足を阻害するパターンリスティックな制約は、効率性の観点から正統性を与えられないからである。そして、これが当に「法と経済学」の「原理的反パターンリズム」を生み出しているとザミールは分析する。しかしながら、現実的選好理論の採用は、本人の最善の客観的利益に反することが少なからずあることが実証されてきているので、現代の哲学理論においてそれを支持する見解は少ないとして³¹⁾いる。

(B) 一次的選好と二次的選好・現在の選好と事後的選好

以上のように、ザミールは、「法と経済学」の原理的反パターンリズムという態度の原因が、そのアプローチに

おける現実的選好理論の想定にあることを指摘しているのであるが、さらに興味深いことに彼は、たとえ現実的選好理論に立脚してもパターンナリズムと効率性の両立可能性がなおあり得るといふ議論を展開している。その一つ目の戦略は、「二次的選好」の存在に着目することによって為されている。

人々は、財・サービスや行為に対しての選好のみならず、その自らの選好自体にも選好を有する。例えば、ジャンク・フードを食べたり、低俗小説を読む一方で、その様な行為（一次的選好）を好ましくないと思ひ、その様な自らの選好を捨てたいという欲求³¹二次的な選好もしばしば持っている。ところが、この二次的選好は、一次的選好同様に実際に本人が抱いている選好である限りにおいて、理想的選好ではなく現実的選好に他ならない。したがって、現実的選好理論に立脚しても二次的選好充足の観点から一次的選好に対するパターンナリスティックな介入が効率的と考えられる余地があると主張するのである。多くの者は、この二次的選好を達成するために一次的選好に対する法的介入を承認していることを、ザミールは指摘する。例えば、健康を害する食べ物の販売禁止やシートベルトの着用の義務付けなどの法的処置は、それらの法的規制がなければ、シートベルトを着用せず、健康に悪いと思いつつも食べてしまうという選択肢を排除する効果をねらった二次的選好の現われとして理解できるとする。この指摘は、行動心理学的「法と経済学」の洞察のうちの「限定的意志力」と同様のものとして理解できよう。また、ザミールは、民主主義を政治体制とする西欧社会に広くこのようなパターンナリスティックな法規制が見られるという事実が、二次的選好を多くの人々が共有していることを証明しているとも言う。³²

ザミールは、福祉観に関し現実的選好理論を採用した場合でも、帰結主義アプローチである法の経済分析においてパターンナリズムが効率性の観点から正当化されるもう一つの根拠として、法的規範が人々の選好に様々なやり方で影響を与え、選好を変更するものであるという議論に言及している。³³子どもに対するパターンナリズムは、子ども

を災難から保護する目的だけではなく、将来の災難を回避するような選好を形成する目的で為される場合が大いにある点を指摘する。また、例えばシートベルトの法的着用義務付けは、当初はいやがっていた者も、その実施後やがて着用に慣れ、その重要性を認識するとともに、イギリスの実例に基づいて、たとえその法がなくなっても着用に続けるという経験的事実を指摘している。人々は経験上、後に以前受けたパターンリスティックな干渉に感謝する場合（将来の現実には有する事後的選好）があるので、現時点でのみ有する選好を絶対的に尊重する（＝原理的な反パターンリズムの）理由は、帰結主義の立場に立つても見出しにくいと言う。ザミールもこの議論は、なぜ将来に有する現実の選好を優先しなくてはいけないのかという問いが残されていて、パターンリズムの正当化ということに関しては不完全であるとしているが、彼の議論のポイントは、人々の選好が固定化したものではなく、選好が変わりうるものであり、経験上高い確率で推測可能な将来実際に有することになる選好の存在も考慮に入れて選好概念を捉えるのであれば、現実的選好概念を採用しても、パターンリズムの効率性＝是非を考察する余地が帰結主義に立脚する法の経済分析アプローチにあっても十分にあり、原理的な反パターンリズムは再考されるべきであるという点にある。

さらにザミールは、標準的な「法の経済分析」は、実は純粋な現実的選好理論を貫徹していないと主張する。なぜなら、独占や囚人のジレンマ状況などの市場の失敗に対処するとき、人々の現実の選好への法的介入を認めるからであるとする。すなわち、独占市場における価格規制は、そのような独占状態で形成された選好に基づいて為されたであろう取引を無効にしているからである。つまり、ザミールは、「法と経済学」はその効率性の目的として促進されるべき福祉を人々が現実には有している選好によって定義しているのに、実は市場の失敗を処理する側面では、現実の選好への法的制約を認めている点を鋭く指摘している。そこでは、合理性の評価が選好の概念に導入

されており、一定の理想的選好概念が取り入れられているというのである。これは、極めて興味深い指摘である。ここでこの論点にこれ以上立ち入った検討を加える余裕はないが、行動心理学的「法と経済学」の知見を法の経済分析に取り入れる一つの鍵が、選好概念の操作可能性に秘められているように思われる。

ザミールは、パターナリズムの効率性を評価するモデルを提示し、それに従い数式を用いてパターナリズムの効率性を説明している。ここでその詳細な経済学上の分析を紹介することはしない。本稿は、具体的な状況における個別の法的パターナリズムが、どれだけ効率的かということを経済学的に検証することをその目的としていない。したがって、パターナリズムが経済分析の枠内にあつてもその効率性を検証する余地が十分にあり、また多くのパターナリズムが効率的である可能性があることが理論上明らかにされたならば、ザミールの議論を取り上げた所期の目的は一応達成されたものと思われる。

ザミールが、「法と経済学」が立脚する選好概念を批判する根拠は、行動心理学的「法と経済学」の洞察とほぼ同じく、行為者の判断を歪める認知的バイアスなどを真剣に捉えているからであるといえる。⁽³⁴⁾

五八頁にも及ぶザミールの議論の詳細を紹介する紙幅はないので、彼が結論で述べている自らの議論の規範的主張の要旨を以下要約しておきたい。

(a) 支配的な観念に反し、標準的な経済分析の前提にある人間の福祉の捉え方は、現実の選好と言うよりは実は理想的選好に近い。したがって、非合理的あるいは完全に合理的でない選択へのパターナリスティックな介入は、一定の状況に置いては効率的である。

(b) 二次的選好や適合的選好、あるいは事後的選好の存在に着目するならば、現実選好理論にあつてもパターナリズムは効率的でありうる。

(c) 通常の知性を有する成人した人々の限定的合理性を示す豊富な経験データを考えるならば、効率的なパターンリズムは未成年者や精神障害者といった特定の集団に限定されるべきではない。

(d) 政策策定者の支配的なレトリックや多くの法律の文獻が主張するところと異なり、およそすべての西洋リベラル・デモクラシーにおける法システムは、多くのパターンリストイックなルールとドクトリンを含んでいる。これらのルールの効率性を頭から否定したり、市場の失敗からその正当性を説明するのではなく、パターンリズムは経済的分析手法によってその効率性が検証されるべきである。

(e) 法的パターンリズムは、重大で永久的な自己加害の防止に限定される必要はない。⁽³⁵⁾

以上みてきたようにザミールの議論は、パターンリズムの効率性を主張し、パターンリズムの正当化可能性の範囲を拡大しているように見える。しかし、彼は経済的効率性や富の最大化という目的自体の正当性は、棚上げにしておくことを論文のイントロダクションで断っており、あくまで帰結主義的な経済分析に立脚するならば、パターンリズムと効率性について上述のような議論と主張が妥当するとしている点に留意する必要があるだろう。

第四節 選好ギャップとパターンリズムの経済的効率性——パターンリズム論の再定位

行動心理学的「法と経済学」の知的洞察、すなわち人間の行動||自己決定における選択・判断と、その前提となる情報の収集・認知・解釈には、人の個別性を超えて様々なバイアスが存在し、標準的な「法と経済学」が想定する合理的な自己利益追求者としての経済人モデルからの一定のシステマティックな乖離が経験上多く観察されるといふ知見を真剣に受け止めるならば、顕示選好充足としての効率性という「法と経済学」の基本的想定は全面的な再検討を余儀なくされよう。なぜなら、合理性モデルからの乖離が一定の状況において無視できないほど一般的現

象として観察できるのであるならば、効率性の指標とされる顕示選好の充足と本人の客観的利益増進との乖離が合理性モデルからの乖離に比例して広がるからである。このことは、一次的選好と二次的選好、顕示選好と理想的選好、現在の選好と将来の選好が食い違う可能性、そして選好充足と本人の客観的利益との相反、換言すれば、本人の自己決定 \parallel 顕示選好の充足が本人の利益を阻害する場合が、標準的「法と経済学」が想定している以上に、程度に個人差はあっても総体としてみた場合、人間の本性上必然的に一定のシステマティックな形で存在し得ることを意味している。

ここで、パターンリズムの正当化に関して問われなければならないことは、この顕示選好充足と実際の帰結における利益・福祉の食い違い、ギャップをいかなる場合に無視するべきか、あるいはどれだけ考慮するべきかという問題に対する価値判断である。従来の「法と経済学」のアプローチは、これまでこのギャップを何らかの外部性が存在しない限り無視してきたといえよう。そして、行動心理学的「法と経済学」の議論の知的洞察は、経験上ある一定の状況において、合理性モデルからの乖離がシステマティックに観察される場合には、顕示選好の充足という効率性概念を修正する必要があることを示唆している。だが、これは効率性の追求としての法という「法の経済分析」の目的の放棄とは混同されるべきではなからう。行動心理学的「法と経済学」も帰結主義に立脚しているのであって、その知的洞察は、「法と経済学」における効率性概念の中身を修正するものに過ぎないと捉えるのが適切であると考える。なぜならば、例えば、ある時点での顕示選好の充足が、諸バイアスや意志力の弱さなどのために、本人の客観的利益を阻害したり、あるいは増大しない場合には、行動心理学的「法と経済学」の議論であれば、パターンリズム的な介入は比較的容易に正当化されるであろうが、自律に一定の基礎的価値を置くりベラリズムの立場からだとも必ずしもそうはならないであろうからである。

また、ある行動の第三者や市場、あるいは社会一般に対する影響を問題にする場面ではなく、パターンリズムと
 いう当に他ならない本人自身の利益への影響が問題となる場面では、選好のギャップはより真剣に考慮されるべき
 問題であると考ええる。すなわち、ある行為（顕示選好の充足＝自己決定）の本人以外の第三者や社会道徳秩序など
 に与える影響が問題にされる状況、つまり「他者危害防止原理」や「リーガル・モラリズム」が問題とされる状況
 では、顕示選好の充足をたとえそれが本人の利益に合致するものではなくても、本人がその様に選択・行動してい
 る以上、その選好充足を本人の効用とみなすという判断をすることが適切である場合があるかもしれない。しかし、
 もっぱら本人自身の利益を問題とするパターンリズムが問題となる場面では、本人の客観的利益と本人の顕示選好
 の充足とのギャップ（食い違い）が無視されるためには、より強い正当化のための根拠が要求されるべきものと考
 える。

しかしながら、従来の「法と経済学」理論にあつては、そのような個人の顕示選好の充足以外の観点から個人の
 利益・福祉を構成することは、様々な経験上の要因や、道徳・価値観の対立を分析に持ち込むことになり、その明
 快で透明性のある便益費用計算の分析の切れ味を殺ぎ、延いては法の経済分析自体のアプローチのプラグマティッ
 クな利点、すなわち具体的な法的問題への明快な処方箋の提示というその理論の存在意義が損われる可能性がある
 ように思われる。私は、ポズナーなどの「法と経済学」の主要論客が、ゲーム理論は積極的に取り入れる一方で、
 行動心理学的「法と経済学」を素直に受け入れれないのは、この点に直感的あるいは意識的に気づいているからでは
 ないかとみている。逆に言うならば、伝統的「法と経済学」の主要論客達は、パターンリズムの問題を真剣に受け
 止め検討するならば、「法と経済学」の基本的理論前提である効率性の概念自体を修正しないとけなくなるので、
 パターンリズムな法介入は非効率であるというレッテルを貼ることによって、その考察対象から意識的ある

いは無意識的に除外してきたのではなからうか。しかし、以上検討してきたように、顕示選好の充足を効率性の指標とすること自体、つまり、選好のギャップ（顕示選好充足とその自己危害惹起や利益減少という実際の帰結）を問題にしないという前提は、まぎれもなく規範的に議論されなければならない一つの価値判断に他ならないのではなからうか。行動心理学的「法と経済学」の知見を真剣に受け止めるならば、特にパターンナリズムとの関連では、効率性の概念そのものの再構成の必要性が、人間行動の合理性仮説の再定位とともに伝統的な「法と経済学」には付きつけられている方法論上の課題といえよう。

おわりに

以上、本稿では、ザミールとビュローズの所論に依拠しながら、パターンナリズムと選好・効率性について考察してきた。これらの議論の説得性は、行動心理学的「法と経済学」の実証的洞察をどれだけリアルなものであると認識できるかにかかっていると見える。その意味で、拙稿「法的パターンナリズムと人間の合理性——行動心理学的「法と経済学」の反—反パターンナリズム論——（一）（二・完）」を是非併せて参照いただきたい。

二〇〇二年にノーベル経済学賞をタニエル・カーネマン (Daniel Kahneman) が受賞したことに象徴されているように、経済学は、心理学の知見等を既に従来から積極的に取入れ、大きく発展・深化してきている。経済学理論において行動経済学は、既に新しいとは言えず、数多くの実証研究も積み重なってきている。³⁶ しかしながら従来の「法と経済学」における効率性概念は、ビュローズやザミールの指摘にあるように、顕示選好充足として規定されており、それは合理性仮説を固持し、現実の人間を反映しておらず、またそれは選好の形成プロセスや顕示選好充足の実際の帰結を無視した理想化された効率性概念であることが、パターンナリズムの視角から言えるのではな

ろうか。

ここで問題とされていることは、決して「法の経済分析」というアプローチ内でのみ意義を有するものに留まらないものである点を最後に指摘しておきたい。従来のパターンリズム論にあっても、例えばジェラルド・ドゥオーキンが展開しているように二次的・反省的選好の観点から一次的な現在の選好充足に対する一定のパターンリズムが正当化されるという議論があつた。⁽³⁷⁾ また、デイレク・パーフィットの人格の可変性の認識による「将来の自己」に基づく現在の決定に対する一定のパターンリズムティックな介入を正当化する議論なども存在した。⁽³⁸⁾ 行動心理学的「法と経済学」の経験的洞察は、これらの主張に実証的な説得性を与えるとともに、一定の状況においてどれだけのパターンリズムが必要か、正当化されるのかということを考察する際の、豊富な分析ツールを提供するところにその重要な意義があると思われる。すなわち、ある状況において、現在の一次的な顕示選好充足が、実際に利益増進や減少という帰結にいたるのか、また現在の選好が形成される際のバイアスを問題とするとともに選好充足が本人の長期的な利益に適つたものといえるのか、さらにまた現在の顕示選好の充足が、将来の選好にどのような影響（フレミング効果）を及ぼすのかという、より動態的なものとして選好を捉え考察する理論枠組みを提供していると思われる。このような選好充足と帰結の食い違い（ギャップ）をどの程度埋めるのか、あるいはどのような場合に無視するのか、そして選好の変化可能性をどのように射程に収めるのか、という問いがパターンリズムを論じる意義の根底にあるのではなからうか。個別の事例において、これらの考察をしていくことは、今後の自らのパターンリズム研究の課題としたい。

(1) しばしばパターンリズムと言う場合、本人自身の利益のために介入が正当化されるものをさす場合があるが、本稿で「パターンリズム」と言う場合、正当化されるパターンリズムや或いは反対に否定されるべきパターンリズムといっ

た評価の含意を付与せず、記述概念として用いている点に留意頂きたい。パターナリズムの研究においては、その概念定義と正当化論を区別して論ずるのが通常である。パターナリズムの概念定義の分析と法理論上の含意については、拙稿「現代法におけるパターナリズムの概念——その現代の変遷と法理論的含意——」『阪大法学』第四七卷第二号（一九九七年）を参照されたい。

- (2) 例えば、田中英夫『アメリカの社会と法——印象的スケッチ』（東京大学出版会、一九七二年）。
- (3) 『阪大法学』五一卷三号四号（二〇〇一年九月十一月）。
- (4) Cass R. SUNSTEIN ed., *BEHAVIORAL LAW AND ECONOMICS* (2000), pp. 46-7.
- (5) 本稿は、拙稿「自己決定の合理性と人間の選好——Behavioral Law & Economicsの知的洞察と法的パターナリズム——」日本法哲学会編『宗教と法——生と俗の比較法文化（法哲学年報二〇〇二）』（有斐閣、二〇〇三年）一三一—一四〇頁、及び拙稿「法の経済分析におけるパターナリズムの規制的位置——Behavioral Law and Economicsの洞察とパターナリスティックな法介入の経済的効率性」（法と経済学会二〇〇四年度全国大会研究発表論文梗概集（<http://www.jlea.jp/index400.htm>）二〇〇四年七月）において、パターナリズムと効率性・選好について論じた部分の内容をより詳細に考察したオリジナルの原稿に加筆修正を施したものである。
- (6) 二〇〇四年六月二六日現在、WestlawのDatabase: Journals & Law Reviewsで検索したところ、アメリカのロージャーナル及びローレビューに掲載された論文で、タイトルに“LAW AND ECONOMICS”もしくは“ECONOMIC ANALYSIS”が含まれている文献は六六〇に及んでゐる。
- (7) RICHARD A. POSNER, *ECONOMIC ANALYSIS OF LAW* (5th ed. 1998), pp. 13-4.
- (8) Paul Burrows, *Analyzing Legal Paternalism*, 15 INT'L REV. L. & ECON. 489 (1995), p. 489.
- (9) *Id.*
- (10) *Id.* p. 490.
- (11) *Id.*
- (12) manifest preferences は、いわゆる顕示選好 (Revealed Preferences) と同じ意味に捉えて問題はないと思うが、manifest という語を用いているので「明示」選好と訳した。

- (13) *Id.* p. 491.
- (14) *Id.*
- (15) *Id.* p. 492.
- (16) シロースは、これらの知見を二〇〇二年にノーベル経済学賞を受賞したKahneman, *New Challenges to the Rationality Assumption*, *Journal of Institutional and Theoretical Economics* (1994)に依っている。
- (17) *Id.* pp. 493-94.
- (18) シロースは、これらの様々なバイアスをHOGARTH, JUDGMENT AND CHOICE: THE PSYCHOLOGY OF DECISION, Chichester: Wiley (1987) Chapter 10に依っている。
- (19) *Id.* p. 494.
- (20) *Id.* p. 490.
- (21) *Id.* p. 496.
- (22) *Id.* pp. 497-99.
- (23) *Id.* pp. 500-02.
- (24) *Id.* pp. 502-08.
- (25) JOHN KLEINIG, PATERNALISM (Manchester Univ. Press 1984).
- (26) Eyal Zamir, *The Efficiency of Paternalism*, 84 VA. L. REV. 229 (1998), p. 230.
- (27) *Id.* p. 237.
- (28) 以下の効率性に関する説明は、いちいち注を付けないが、Zamir (1998), pp. 233-35の説明に依っている。
- (29) なおザミールは、この分類をSHELLY KAGAN, NORMATIVE ETHICS 189-303 (1998)に依拠している。
- (30) 以下のパターンリズムと効率性の両立可能性に関するザミールの考察は、いちいち注を付けないが、Zamir, pp. 237-41に依っている。
- (31) *Id.* p. 241.
- (32) 二次的選好に関するザミールの見解は、Zamir (1998), pp. 243-44によっている。またこの種の議論は、限定的意

志力の理解に基づいた、人々の自らに対する自己パターンリズムとして捉えられよう。

(33) 事後的選好、適合的選好のザミールの議論は、Zamir, pp. 244-46によっている。

(34) ザミールが、例示している諸バイアスを以下挙げておく。以下の要約はZamir, pp. 268-71による。

* **入手可能性 (Availability)** 人々は、支払い不能などの個人的な経験や、公にされた事故などの発生可能性を過度に見積もりがちである。

* **選択的認知 (Selective perception)** 人々は自己の信念や期待に合う情報を探し、反するものを切り捨ててしまいがちである。

* **計算能力の限界 (Computation limitation)** データが複雑な場合、ほとんどの人々は正確な便益費用計算に著しい困難をきたす。

* **データの提示 (Data presentation)** 情報の提示のされ方が、提示された者のその情報に対する認知自体に影響を与える。

* **知的努力を軽減する発見的学習法 (Heuristics used to reduce mental effort)** 人々は、利用可能な全ての情報を合理的にシステムティックに分析せず、結論を得るのに近道したり、限られた自らの経験に基づいて、大雑把に目算したりする。

* **可能性の低いリスクへの過度の楽観視 (Over-optimism regarding low-probability risks)** 人々は、緊急の医療費などの予期しない出費や失業の可能性など、生じる可能性の低いリスクをしばしば無視してしまいがちである。

* **社会的圧力 (Social pressure)** もし他の者がすべてテレビを持っている状況で、自分のテレビが壊れた場合、いかなるコストを支払ってもテレビが欲しいと思うようになりがちである。

* **決定する環境の制約性 (Decision environment)** 決定が極めて時間的に制限されていたり、情緒的ストレスの状況にあるなど、望ましくない状況での決断は注意深さを欠くものとなる。

* **希望的楽観 (Wishful thinking)** 人々は希望する出来事の実現可能性に対して実際よりも高く思いがちである。これは支払いを期日内にできると思いがちであることに現れている。

* **支配可能性への幻想 (Illusion of control)** 客観的不確実性や計画・選択・予測をする状況においては、これらの活動

に従事すると、それらの不確実性は支配可能であるという幻想にとりつかれる。過去のリスクをうまく回避できたらこの幻想はより強められる。

* 将来の費用・便益の過度の割引 (Excessive discount rate of future costs and benefits) 人々は現在の便益・費用に

与える重みに比して、将来のそれにはシステマティックに小さい重みしか与えない。

(35) Zamir (1998), pp. 284-85.

(36) 邦語文献で行動経済学や経済心理学を紹介したものととして、参照、多田洋介『行動経済学入門』（日本経済新聞社、二〇〇三年）。

(37) GERALD DWORIKIN, THE THEORY AND PRACTICE OF AUTONOMY (CAMBRIDGE UNIV. PRESS 1988). ドゥオーキンの議論を紹介・考察した邦語文献として、参照、服部高宏『「自律」概念とパターンリズム——ジェラルド・ドゥオーキンの見解を手がかりに——』（岡山大学法学会雑誌四十九卷三・四号、二〇〇〇年）。

(38) DEREK PARFIT, REASONS AND PERSONS (OXFORD UNIV. PRESS 1984). パーフィットの議論をよりどころにパターンリズムを論じた邦語文献として、参照、森村進『権利と人格』（創文社、一九八九年）、第一部第五章第五節。